「コミュニティバスたしろ号」会員規約

※必ずお読みください

1. サービス内容およびご利用条件

「島原市コミュニティバスたしろ号（以下「本サービス」）は、本サービス会員規約（以下「本規約」）にもとづき会員となった方（以下「会員」）を主な対象とし、限定地域内・限定目的地において、複数の方で乗り合い、目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用の条件は、本会員規約によります。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録申込書に必要事項を記入し、島原市（以下「当市」）が会員と認めた方と、当市との間で適用されます。また、当市への会員登録の申込書の送付、もしくは本サービスの利用をもって、本規約（変更された規約を含む）に同意したものとみなします。

3. 会員条件

次の条件の全てを満たす方のみ会員申込できるものとします。

(1) ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、島原市コミュニティバス予約センター（以下「予約センター」）への連絡ができる方

(2) ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる方

4. 利用開始

本サービスは、当市が会員登録申込書を受付し会員番号を発行した後ご利用頂けます。

5. 運賃

運賃は、1回の乗車につき２００円です。

（小学生１００円・未就学児無料）

運賃は乗車時に運賃箱にお入れください。

区域を跨ぐ乗り換えをされる場合も同様の運賃が発生します。

島原市高齢者福祉交通機関利用券及び重度心身障害者福祉交通機関利用券が利用できます。

6. 停留所・運行予定地域・ルート等

停留所は、会員登録申込書に添付の別紙一覧のとおりとします。また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、旅客自動車運送事業者が適宜決めるものとします。このため、停留所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

7. 運行・乗車希望受付日時および運休

運行および乗車希望受付日時は、次のとおりとします。ただし、旅客自動車運送事業者の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、予約センターより、該当する会員に連絡します。

(1) 運行日時

年中無休　7:00～18:00（ただし、当市が定めた運休日を除く）

(2) 乗車希望受付日時

①電話の場合　年中無休　6:30～17:30　（但し、当市が定めた運休日を除く）

利用希望日の1週間前から利用希望日時の30分前まで受付けます。

②インターネットの場合　年中無休

利用希望日の1週間前から利用希望日時の30分前まで受付けます。

8. 乗車希望方法

ご利用を希望される場合は、予約センターへお電話もしくは、インターネットに会員番号、利用希望日時、乗降希望場所をご入力下さい。運転係員への口頭での乗車希望は、受付致しかねます。

限られた車両で希望の早い方を優先するため、空きがない場合があります。

また、到着時間に余裕をもってご乗車希望を決めて下さい。

9. 変更・キャンセル

乗車希望の変更・キャンセルは、予約センターへ電話、インターネットでご連絡下さい。尚、運転係員への口頭での変更・キャンセルは受付致しかねます。また、変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

10. 到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合がございます。乗車希望時間の5分前に停留所にお越し下さい。出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、予約センターからご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参を推奨します。

11. 会員の遅延

ご希望された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の会員をお迎えに出発します。

12. 乗車のお断り

旅客自動車運送事業者と会員との運送契約により、旅客自動車運送事業者が乗車をお断りする場合があります。

13. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると当市が判断した場合、会員資格を直ちに取消すことがございます。

（ア）本人確認ができないとき

（イ）旅客自動車運送事業者との運送契約に違反するとき

（ウ）本規約3.（会員条件）を満たさないとき

（エ）本規約18.（反社会的勢力の排除）の誓約に違反し、またはそのおそれがあるとき

（オ）本規約を遵守しないとき

14. 同乗者

会員にご同行される場合は、会員と同じ行き先・時間であれば非会員も同乗が可能です。

同乗をご希望される場合は、乗車希望のご連絡の際に、同乗者の人数とお名前をお伝え下さい。お伝えがない場合、または同乗者多数の場合は乗車をお断りする場合があります。

同乗者にも本規約が適用されますので、会員は、同乗者が本規約を理解し、守ることに責任を持って頂きますようお願いします。

15. 運送契約の成立および適用

会員および同乗者の乗降および運送（運送の引受け、旅客に対する責任（生命又は身体を害した場合の責任）等）、

本サービスにかかる車両の管理については、当市ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者と会員との間で適用される運送契約（旅客自動車運送事業標準運送約款等）によります。旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとし、当市は、旅行自動車運送事業者と会員との間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任をも負わないものとします。

16. 当市の免責

次の場合、当市は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。

（ア）本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル

（イ）通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合

（ウ）会員が本サービスにかかる車両・停留所に忘れ物をされた場合

（エ）会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合

（オ）本規約7.（運休）、10.（到着時間の前後ずれ）、11.（会員の遅延）、12.（乗車のお断り）、13.（会員資格の取消し）、14.（同乗者のお断り）、21.（予約センターの中断・停止）、22.（中止・終了）の場合

（カ）会員の故意または過失による場合

（キ）当市の責に帰すことができない事由による場合

17. 会員の責任

当市は、会員が故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、当市が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力（暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者）でないことを誓約するものとします。

19. 個人情報の取り扱い

会員に提供いただいた個人情報は、本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査、当市が「島原市コミュニティバス」スポンサーから提供を受けた広告配信の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。ただし、運行状況の報告、運営および改善のため、必要な限りにおいて、旅客自動車運送事業者と共有する場合があります。

また、会員の安全確保のために緊急でやむを得ない場合、または会員が携帯電話を使用できず、当市から連絡をとる必要がある場合、必要な限りにおいて、本サービスにかかる停留所管理者と共有する場合があります。

20. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、予約センターへ書面または電話でご連絡下さい。

21. 予約センターの稼働中断・停止

当市は、メンテナンスのため、予約センターの稼働を中断し、または停止する場合があります。

22. 本サービスの中止・終了

当市は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

23. 規約の変更

当市は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

24. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービス及び本規約に関する一切の紛争は、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

島原市　市長公室　政策企画課　交通政策班

〒855-8555　島原市上の町 537 番地

電話：0957-63-1111(内線 142)

ﾌｧｯｸｽ：0957-62-8115